



老振発第1226001号
平成18年12月26日

各都道府県介護保険主管部（局）長 殿

厚生労働省老健局振興課長



「介護サービス情報の公表」制度における情報公表
事務手数料に係る消費税の取扱いについて

介護保険行政の推進につきましては、日頃からご理解、ご尽力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、標記に関しては、国税庁と協議の上、平成18年5月17日付事務連絡にて、調査事務手数料については消費税非課税、情報公表事務手数料については消費税課税である旨をお知らせしたところです。

しかしながら、その後、改めて国税庁と協議した結果、下記のとおり、調査事務手数料及び情報公表事務手数料ともに、消費税は課税されない（消費税不課税）こととなりましたので、改めてお知らせいたします。

なお、消費税不課税の取扱いについては、平成18年4月1日当初から適用となりますので、念のため申し添えます。

記

- 1 調査事務手数料 消費税不課税
- 2 情報公表事務手数料 消費税不課税

【理由】

調査事務及び情報公表事務は、都道府県知事に義務付けられているもので、介護サービス事業者に対する役務提供ではないことから、消費税法に規定する「資産の譲渡等」に該当しないため、消費税の対象となる手数料には該当しない。